

○宮崎大学地域資源創成学部副学部長規程

平成28年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則（以下「基本規則」という。）第28条第7項の規定に基づき、宮崎大学地域資源創成学部副学部長（以下「副学部長」という。）の職務、選考等に関し必要な事項を定める。

(配置)

第2条 宮崎大学地域資源創成学部（以下「本学部」という。）に、基本規則第28条第1項及び第2項の規定に基づき、学部長の下に次の各号に掲げる副学部長を置く。

- (1) 副学部長（教務担当）
- (2) 副学部長（評価担当）
- (3) 副学部長（研究担当）
- (4) 副学部長（総括担当）

(職務)

第3条 各副学部長は、基本規則第28条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を担当するものとする。

- (1) 副学部長（教務担当）は、主として本学部の教務に係る業務
- (2) 副学部長（評価担当）は、主として本学部の評価に係る業務
- (3) 副学部長（研究担当）は、主として本学部の研究・企画に係る業務
- (4) 副学部長（総括担当）は、前第1号、第2号及び第3号に係る総括業務

(任期)

第4条 各副学部長の任期は、基本規則第28条第6項の規定による。
2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考方法)

第5条 各副学部長候補者は、学部長が指名し、学長に推薦するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、本学部の副学部長に関し必要な事項は、本学部教授会の議を経て学部長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。